

令和4年10月14日

単位スポーツ少年団代表者 様

愛媛県スポーツ少年団
本部長 明比 昭治
(公 印 省 略)

スポーツ少年団の活動等における感染防止対策について

平素から、本県スポーツの振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本県ではコロナ感染状況が、第7波のピークに比べ落ち着きをみせつつあることを踏まえ、10月11日に、愛媛県教育委員会から各県立学校等に対し、「部活動における感染防止対策の制限緩和」について、下記のとおり通知（抜粋）がありましたのでお知らせいたします。

また、併せて、各市町スポーツ少年団本部の方針などをご確認いただき、各地域の実情に応じてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、この方針は日々の状況の変化により更新されることとなっておりますので、最新の情報を入手して、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

【愛媛県教育委員会通知抄】（令和4年10月11日付け）

部活動について

- 熱中症対策を優先したマスクの着脱を行うが、マスクを外した状態では、可能な限り距離を確保するとともに、会話は控えること。
 - 練習試合や合同練習は、必要性和安全性を考慮して、学校長判断のもと、十分な感染症対策を講じた上で注意して実施する。特に宿泊を伴う県外校との交流については、訪問先等の感染状況を踏まえ、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。
 - 公式大会等については、主催者が定めるルールや制限を厳守するとともに、競技や演技・演奏時以外の場においても感染対策を徹底すること。特に、移動時には、公共交通機関の利用を避けるほか、車内でのマスクを外した会話を控えること。また、会食等の交流を避けるとともに、飲食時の感染予防を徹底すること。
 - 部室・更衣室等の利用については、換気、短時間・交替での利用、マスクを外した状態で会話をしない等の留意事項を徹底すること。
 - 用具等については、使用の前後に消毒をするとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - 活動時間については、平日2時間程度、土日祝日等の学校休業日3時間程度とすること。
 - 練習試合等を含め活動時には、事前に必ず参加者全員の体調を確認し、少しでも異常が認められる場合は参加を認めない、試合等自体を延期するなど、校長や指導者の責任において、適切な判断と対応を講じること。
 - 県立学校の部活動停止の統一基準等（※）の徹底
- ※ 陽性者が、発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加していた場合、最終参加日の翌日から活動停止する。（3日間程度）
- その後さらに、部活動関係者に陽性者や体調不良者が確認された場合、状況に合わせて適宜、活動停止期間を延長する。